令和3年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

1 相談体制の整備、会議の実施

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式(4/24 委嘱状送付)
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体(6/17 オンライン開催) ② 圏域別(10/28、11/4、5、10、12/1)
 - ③ 全体 (R4/3/16 開催)
- (3) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議
 - ① 8/31 (書面開催) ② R4/2/10
- (4) 相談業務
 - 障害者差別地域相談員 43 名配置(県委嘱)
 - ・県障害福祉課に障害者差別解消推進員2名配置。
 - ・障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に当たる。

2 周知·啓発活動

- (1) 県政出張講座 6/29、11/11、11/17、11/30、3/6 開催、 受講者 310 名(H28 年度から 91 回、受講者約 4,560 名)
- (2)「ネットワーク通信」 令和3年度、4号発行(通算44号)
- (3) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼、
 - 令和4年3月9日現在、799事業所登録。
 - ② 障害者週間の取組
 - やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集 (7月~9月)
 応募数: ポスター 20点 (小中 17点、一般 3点)(前年度比 21点)
 標 語 350点 (小中 235点、一般 115点)(前年度比 -107点)
 - 障害者週間周知啓発キャンペーン(12/3 JR 甲府駅、)
 - ・ 障害者の主張大会(12/8 県防災新館)
 - ③ ホームページを通じた広報等 やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼
- (4) その他
 - ① 県自立支援協議会権利擁護部会5回(6/2、7/14、8/17、12/22、1/11)
 - ② 県と地域の合同自立支援協議会(8/2)
 - ③ 県職員の研修会
 - バリアフリー推進責任者を対象とした「心のバリアフリー推進講座」の開催 (1/12、1/19 開催
 - ・4回予定していたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止)

令和3年度 市町村における障害者差別解消法等に関する周知状況について

□ 広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

- ・ 市町村の広報誌を通じた障害者差別解消法の周知
- ・ 地域相談員の配置
- 障害者週間等の周知状況

□ 広報誌等を使用して障害者差別解消法推進法等の周知に取り組んでいる市町村の様子

| 区分 | 実 施 内 容 |
|--------|---|
| 甲府市 | ・ 市広報誌で、障害者差別解消法の内容、窓口の掲載をした。 |
| | ・ 法律改正に基づきホームページを見直した。 |
| 富士吉田市 | ・ 市広報誌5月号に、「障害を理由とする差別をなくしましょう」という記 |
| | 事を掲載し、障害者差別解消法の周知に取り組んだ。 |
| | ・ 市広報誌8月号では、「ヘルプカード」、「防災ベスト」を掲載し、合理的 |
| | 配慮について周知した。 |
| | ・ FMラジオでの紹介、市ホームページへの掲載も行った。 |
| 都留市 | ・ 差別に特化はしていないが、12月号に基幹相談支援センターの啓発を行 |
| | う中で、障害者の相談を受け付けていることを周知した。 |
| | ・ 権利擁護や差別解消に関するパンフレット等を設置した。 |
| 大月市 | ・ 市広報誌で、当事者団体の活動や制度について周知した。 |
| | ・ ネットワーク通信を閲覧できるように施設内での掲示、設置した。 |
| 南アルプス市 | ・ 12月3日~12月9日の障害者週間に合わせ、広報12月号に関連記事を |
| | 掲載し、周知を行った。 |
| | 市ホームページにて障害者差別と合理的配慮について啓発を行った。 |
| 北杜市 | ・ 12月の広報誌に障害者週間に合わせて「障がいのある人もない人も笑顔 |
| | で暮らせるまちへ」と題して、差別や合理的配慮、障害者の相談窓口を |
| | 掲載した。 |
| | ・ 社協だよりに障害者差別解消法の記事を掲載した。 |
| 甲斐市 | ・ 市広報誌に障害者週間に合わせて障がい者理解のための記事を掲載し |
| | た。 |
| 笛吹市 | ・ 市内の中学校の福祉講話で、障害者差別解消法について説明した。 |
| | ・ 社協内の活動にて、パンフレットを配布した。 |
| 甲州市 | ・ 毎月、市広報誌に、障害者差別の窓口や相談の実施について周知した。 |
| 中央市 | ・ 広報誌に、差別になる内容や相談窓口を掲載した。 |
| 身延町 | ・ 区内の集まりで、障害者差別解消法についてのPRをした。 |
| | ・ 回覧板で「ネットワーク通信」を供覧した。 |
| 富士川町 | ・広報誌により周知した。 |

| 道志村 | ・ 1月号広報に障害者差別に関する取組について掲載した。 |
|------|---------------------------------------|
| 山中湖村 | ・ 広報やまなかこ 12 月号に障害者差別解消法の周知に関する記事を掲載し |
| | た。 |
| | 窓口にネットワーク通信を置いた。 |
| 鳴沢村 | ・ 広報誌9月号にてヘルプマークを取り上げて周知に取り組んだ。 |
| | ・ 広報誌 12 月号に、障害者差別解消法について掲載した。 |

□ 障害者週間の取組の様子(広報紙・ホームページを通じての周知啓発を含む)

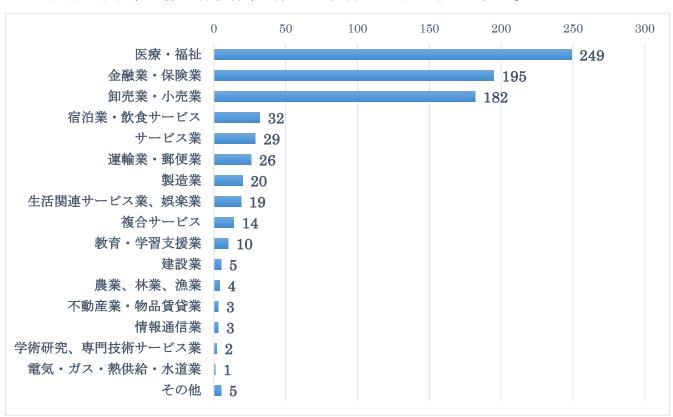
| 区分 | 実施内容 |
|--------|--|
| 山梨県 | ・ 12/3、JR 甲府駅で障害者週間周知啓発キャンペーンを行った。 |
| | ・ 12/8、やまなしプラザ・オープンスクエアにて、「第32回障害者の主張 |
| | 大会」と「やまなし心のバリアフリーを広げるポスター・標語の作品展」 |
| | を開催した。 |
| 甲府市 | ・ 市広報誌に啓発記事を掲載した。 |
| | ・ 庁舎内には、障害者週間のポスターを掲示した。 |
| 富士吉田 | ・ 広報 12 月号に、「障害者週間」について掲載し、多くの人に周知するよ |
| | うに努めた。 |
| 都留市 | ・ 12 月に障害者週間の啓発を行い、障害者の相談を基幹相談支援センター |
| | で受け付けていることを周知した。 |
| 大月市 | ・ 市広報誌で、当事者団体の活動や制度について周知した。 |
| 韮崎市 | ・ 市広報誌の(12月号)の特集で、スポーツを通じた共生社会の理解を深 |
| | めるための記事を掲載した。 |
| 南アルプス市 | ・ 12月3日~12月9日の障害者週間に合わせ、広報12月号に関連記事を |
| | 掲載し、周知を行った。 |
| | 市ホームページにて障害者差別と合理的配慮について啓発を行った。 |
| 北杜市 | ・ 広報誌に掲載した。 |
| | ・ 障害者週間に合わせて、12月広報に「障がいのある人もない人も笑顔で |
| | 暮らせるまちへ」と題して、差別や合理的配慮、障害者の相談窓口を掲 |
| | 載した。 |
| 甲斐市 | ・ 市広報誌に障がい者理解のための記事を掲載した。 |
| 笛吹市 | ・広報誌に啓発記事を掲載した。 |
| | ・ 庁舎内にポスターを掲示した。 |
| 甲州市 | コロナの影響で普及・啓発キャンペーン等を行うことができなかった。 |
| 中央市 | ・ 障害者週間に限定せず、広報誌に毎月、障害に関する記事「手とて」を掲 |
| | 載している。 |
| 昭和町 | ・ 障害者週間の内容が記載してあるポケットティッシュを配布した。 |
| 市川三郷町 | ・ 広報誌による啓発を行った。 |

| 身延町 | 庁舎内にポスターを掲示した。 | | | | | |
|--------|---|--|--|--|--|--|
| | ・窓口にチラシ等を配置した。 | | | | | |
| 南部町 | 町広報誌において障害者週間の周知を行った。 | | | | | |
| 富士川町 | 広報誌により障害者週間について周知した。 | | | | | |
| 忍野村 | 庁舎内にポスターを掲示した。 | | | | | |
| 山中湖村 | 村広報やまなかこ 12 月号に障害者週間に関する記事を掲載した。 | | | | | |
| 鳴沢村 | 広報誌12月号にて障害者週間について掲載した。 | | | | | |
| 富士河口湖町 | 作品の展示会を開催した。(社協、障害者福祉会主催) | | | | | |

□「心のバリアフリー宣言事業所」の登録 (令和4年3月9日現在799事業所登録) <業種別>

| 業種 | 事業所数 | 業種 | 事業所数 |
|--------------------|------------|----------------|------------|
| 農業、林業、漁業 | 4 | 学術研究、専門技術サービス業 | 2 |
| 建設業 | 5 | 宿泊業・飲食サービス | 32 |
| 製造業 | 20 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 19 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 1 | | 教育・学習支援業 | 10 |
| 情報通信業 | 3 | 医療・福祉 | <u>249</u> |
| 運輸業・郵便業 | 26 | 複合サービス | 14 |
| 卸売業・小売業 | <u>182</u> | サービス業 | 29 |
| <u>金融業・保険業</u> 195 | | その他 | 5 |
| 不動産業・物品賃貸業 | 3 | *合 計 | 799 |

医療・福祉、金融・保険業、卸売・小売業がいずれも 150 以上。



令和3年度 障害を理由とする差別に関する相談状況について

<相談件数>

- 相談件数は51件であった。
- ・ 受付時においては、不当な差別の訴えに関わる相談、合理的な配慮に関わる相談に 類型したもの33件、「その他*」の相談として類型したもの18件であった。

□ 障害者差別解消法に係る相談件数

| 受付機関 | 件数 | 区分別 (件) | 主な相談内容 |
|-------------|---------------|------------|---------------------------------|
| 障害者差別地域相談員 | 0 <i>lt</i> t | 差別の訴え 2件 | ・障害者サービスの利用 等 |
| (市町村) | 9件 | 配慮の要望 7件 | ・ |
| 障害者差別解消推進員 | 24 件 | 差別の訴え 10件 | ・合理的配慮の不提供 等 |
| (県) | | 配慮の要望 14件 | ・合理的配慮の不提供等 |
| | 22 44 | 差別の訴え 12件 | |
| 県・市町村関係の対応計 | 33 件 | 配慮の要望 21 件 | |

□ 相談件数の推移

| 区分 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 累計 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 障害者差別に関わる相談件数 | 43 件 | 54 件 | 64 件 | 52 件 | 71 件 | 33 件 | 317 件 |
| 内数) 不当な差別に関わる相談件数 | 22 件 | 24 件 | 22 件 | 22 件 | 25 件 | 12 件 | 127 件 |
| 内数) 合理的配慮に関わる相談件数 | 21 件 | 30 件 | 42 件 | 30 件 | 46 件 | 21 件 | 190 件 |

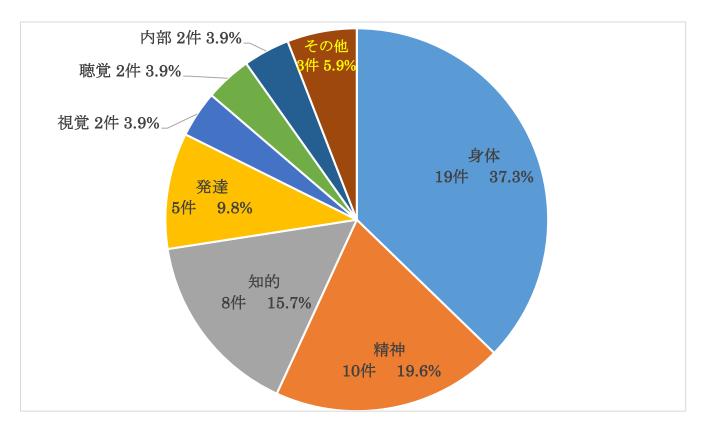
□ 「その他*」の相談

*「障害者差別に関わる相談」として受理したが、傾聴事案として対応したもの、及び不当な差別や合理的配慮の提供に関わる相談として類型しなかったもの

| 区分 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 累計 |
|------------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 障害者差別地域相談員 | 16 件 | 16 件 | 38 件 | 6 件 | 35 件 | 2 件 | 113 件 |
| 障害者差別解消推進員 | 10 件 | 11 件 | 32 件 | 27 件 | 30 件 | 16 件 | 126 件 |

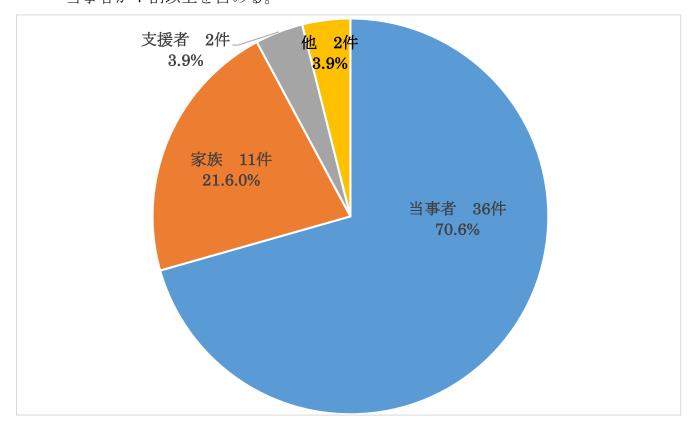
□ 障害種別相談件数

- ・ 全ての障害種からの相談があった。
- ・ 身体障害(含む肢体)、精神障害者からの相談が多かった。



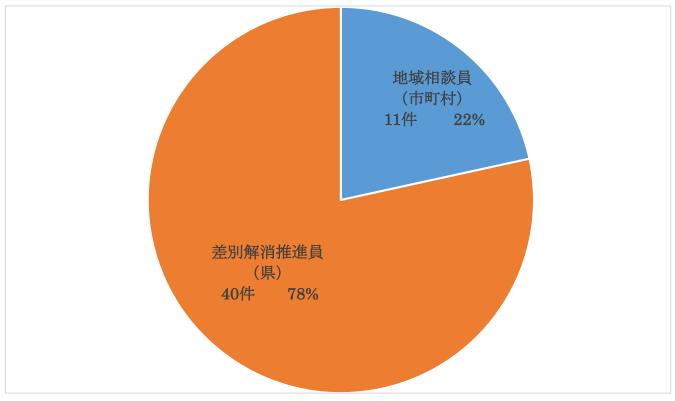
□ 相談者別相談件数

・ 当事者が7割以上を占める。



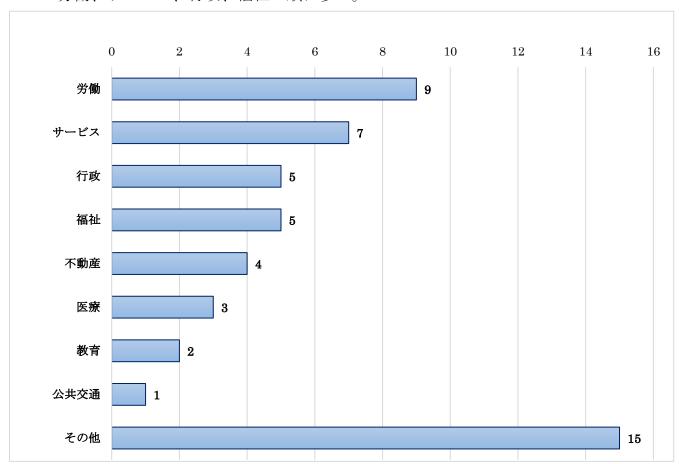
□ 相談者別相談件数

・ 相談の受理は差別解消推進員(県)が8割弱で多くなっている。



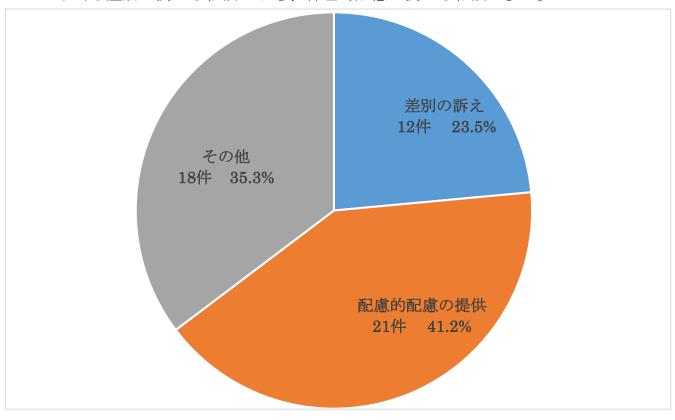
□ 相談分野別相談件数

・ 労働、サービス、行政、福祉の順に多い。



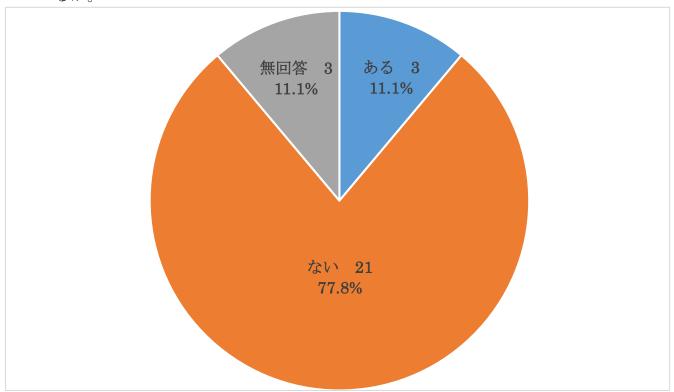
□ 区分別相談件数

・ 不当な差別に関わる相談よりも、合理的配慮に関わる相談が多い。



□ その他(市町村における総合的差別に対する対応)

*国会において障害者差別解消法の一部改正にあたり、障害のある女性や性的少数者への複合的な差別の解消についての附帯決議が出された。これを受け、障害のある女性や性的少数者への複合的差別に対する統一的な相談窓口を設け対応を行っているか。



3 令和3年度 障害を理由とする差別に関わる相談

- ・ 令和3年度に受けた相談件数は51(令和4年3月31日現在)
- ・ 相談内容 差別の訴え12件、合理的配慮の提供要望21件、その他18件

「差別的扱い」の訴え (一部の事例)

| 障害 | 相談者 | 分 野 | 相談内容 | 対応 |
|------|----------|------|-------------------------|-------------------|
| 聴覚 | 当事者 | サービス | ○県内遊戯施設で聴覚障害者に対し緊 | 運営会社に事実確認を行った。会社 |
| | 障害者団体 | | 急放送が聞こえず、安全が確保できな | は、現場担当者の認識不足で迷惑を |
| | | | いとの理由で、アトラクションの利用 | かけたことを認め、拒否されたご本 |
| | ⇒ 推進員 | | を拒否された。 | 人に会社から謝罪を行った。規定を |
| | | | このことが SNS に投稿され、関係団体 | 満たしていれば、障害者だからとい |
| | | | から県に情報提供があった。「きこえ | って利用できないことはないことを |
| | | | ない」ことを理由に拒否するのではな | 確認。会社では、再発防止のため社 |
| | | | く、「きこえなくても」利用できるバ | 員向けに障害者差別解消の研修を実 |
| | | | リアフリー対応が大切であり、これは | 施した。 |
| | | | すべてのきこえる人にも安全につな | |
| | | | がるのではないか。 | |
| 視覚 | 当事者 | サービス | ○盲導犬の入店拒否の訴え。 | 店長から事実関係を聞きとった。盲 |
| 盲導犬 | | | 飲食店利用の際に、事前に電話で盲 | 導犬ユーザーが入店することに関し |
| ユーザー | ⇒ 推進員 | | 尊犬ユーザーであることを伝え、お | ては、基本的には受け入れているこ |
| | | | 店に行ったが、「他の客に迷惑」「スペ | とを確認。今回の件は、接客担当者 |
| | | | ースがない」という理由で盲導犬同 | の認識の誤りであった。再発防止の |
| | | | 伴での入店を従業員から拒否され | ため対応について社員に徹底を図る |
| | | | た。盲導犬はペットではないと説明 | ことを依頼した。 |
| | | | したが、入口につないでおくように | |
| | | | 言われ、やむなく入店を断念した。 | |
| 知 的 | 当事者家族 | 不動産 | ○他県から県内に引っ越しをしたい。不 | 地域相談員から事実確認のために不 |
| | | | 動産会社を通し賃貸アパートの契約 | 動産会社に連絡をした。不動産会社 |
| | → 推進員 | | に至るが、家族に障害者がいるという | では、障害を理由に契約を断れない |
| | | | ことを理由にオーナーから断られた。 | ことを承知していたが、オーナーの |
| | →地域相談員 | | | 同意が得られず、別な物件を紹介す |
| | | | | ることとしたが、本人は、「嫌な思い |
| | | | | をしたので、今回の不動産会社とは |
| | | | | 話をしたくない」とのことであった。 |
| | | | | このため、障害のある方のアパート |
| | | | | 探しを支援している山梨県居住支援 |
| | <u> </u> | | | 協議会を紹介した。 |

「合理的配慮の提供要望」(一部の事例)

| 障害 | 相談者 | 分 野 | ÷ | 相談内容 | 対応 |
|-------|----------|-----|---|---|--|
| 肢体重いす | 当事者 ⇒推進員 | | 政 | ○JR甲府駅南口のバスロータリーは、障害者にとって不便である。 甲府駅南口のバスロータリーでバスを降りる際、バスが雨よけの屋根にぶつからないように離れて止まるため、車いすの乗降がしづらい。 | 県関係部署が現地確認を行い、具体的に改善が必要な個所を確認した。 バス会社からの聞き取りも行い、 バスの幅寄せの障害となっている 構造物を移設するなどの対応を行った。 |
| | | | | | |

担当:山梨県福祉保健部障害福祉課 障害者差別解消推進員 河野·渡辺

(TEL: 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 6 2)

障害者差別解消法の一部改正

- 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - ※令和3年6月公布、令和6年6月までに施行(施行日未定)

| | 不当な差別的取扱い | 障害者への合理的配慮 | | |
|--|-----------------------|---|--|--|
| 国の行政機関・ 地方公共団体等 | 不当な差別的取扱いが 禁止されます。 | 法的 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりません。 | | |
| 民間事業者(e) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。 | 不当な差別的取扱いが 禁止されます。 | 努力 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。 | | |

令和3年の法改正により、民間事業者 の障害者への合理的配慮が、「努力義 務」から「法的義務」に変わります。



障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(内閣府) 障害を理由とした差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体 的な実施に関する基本的な考え方を示すもの。

※事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

「所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針」(各省庁)

個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための指針

令和3年度 障害当事者団体、行政機関等関係団体からのヒアリング

法施行に向けた課題や環境整備のための調査研究

令和4年度 内閣府の「障害者施策委員会」が夏を目途に意見取り纏め

年度末までに「基本方針」の改定を閣議決定

令和5年度 事業者等への周知

各省庁の「対応指針」等の改定

令和5年度後半~令和6年度初頭 改正障害者差別解消法施行(見込)